

船橋市防犯灯設置管理業務に係るプロポーザル評価基準

1 趣旨

この基準は、船橋市防犯灯設置管理業務に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するための必要な事項を定める。

2 評価方法

(1) 評価点の算出

評価委員は、各提案者の提案書、プレゼンテーション、ヒアリング、見積金額を基に、次ページ「評価表」の評価項目ごとに評価し、評価点合計を算出する。

(2) 順位点

- ・ 評価委員ごとに評価項目点の合計が高い順に順位を付け、順位点を付与する。
(1位=1点、2位=2点、3位=3点。)
- ・ 評価委員全員の順位点を合計し、順位点の合計が1番小さいものを上位とする。
- ・ 順位点の合計が同点の場合、1位の獲得数が多いものから上位とする。(1位の獲得数が同数の場合、2位の獲得数、3位の獲得数の順に、獲得数の多いものを上位とする。)

【例】順位決定方法

	A 提案者		B 提案者		C 提案者	
	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員①	200点	3位	240点	2位	270点	1位
委員②	200点	3位	270点	1位	240点	2位
委員③	200点	3位	270点	1位	240点	2位
委員④	270点	1位	210点	3位	240点	2位
委員⑤	270点	1位	240点	2位	210点	3位
順位点	11点		9点		10点	
最終順位	3位		1位		2位	

→ この場合、順位点が1番小さい「B提案者」を上位とする。

評価表（船橋市防犯灯設置管理業務に係るプロポーザル）

評価項目		評価の視点	配点	
大項目	小項目			
能力・実績	実施体制	・本業務を適正に実施できる組織体制、人員配置、連絡体制となっているか。	20	
	契約実績	・本業務の遂行に必要となるノウハウや実績を十分に有しているか。	10	
提案内容	調査業務	・現地調査、電力契約の照合、独立柱・中間柱の点検等について、具体的な方法や提案があるか。	10	
	防犯灯管理システム	・構築するデータベースの内容、運用、地図データの出力等について、高い精度や品質が期待できるか。 ・市が求めるデータを業務に利用可能な形式で出力し、データ加工に際しては外部ツールや追加作業を必要としない仕様であるか。 ・庁内 WebGIS 等から出力したデータを取り込み、防犯灯の位置情報を重ねて表示・出力することができるか。	10	
	防犯灯配置案	・現在の配置状況、地域の環境（駅周辺、市街地、住宅街など）を考慮した実効性の高い防犯灯配置案を提案できる体制となっているか。	10	
	防犯灯移管意思決定支援	・町会等が防犯灯移管の可否を適切に判断できるよう、町会別資料の作成のほか、相談窓口の設置や個別相談対応など、きめ細かな支援体制を構築し、円滑な意思決定を行うための具体的な提案内容であるか。	30	
	灯具交換工事	・施工計画（施工管理・安全管理・工程管理）の策定、工事により発生した付属物等の処分方法等について、具体的な提案があるか。 ・近隣住民・周辺の交通事情・作業者の安全に十分配慮した施工、町会等への事前周知、事故発生時の対応等について、具体的な提案があるか。 ・工事期間中に既設防犯灯の不点灯等が生じたときの対応、申請漏れ分の工事対応について、具体的な提案があるか。	30	
	維持管理		・日常の維持管理において、不具合時の対応や市民からの要望等への対応について、具体的な提案（コールセンターの運用方法等）はあるか。 ・不点灯等の連絡を受けた際の初動対応、修繕実施までの時間や体制、緊急時の対応手順等について、具体的な提案があるか。	20
			・事故や災害発生時の対応策について、明瞭かつ適切な提案となっているか。	20

		・修繕費用の確保方法（動産保険の付保等）について、修繕義務の履行に支障がないような具体的な提案があるか。	20
	市内事業者の活用	・更新工事や維持管理等における市内事業者の優先的な活用について、具体的な提案があるか。	30
	その他独自性	・提案者独自の優れた企画や手法、構成等が提案されているか。 ・提案額の範囲内で、積極的な追加提案が行われているか。	30
見積金額	見積金額	・経費の積算が提案内容に見合った金額となっているか。	30
		・見積額の最も低かった事業者に満点を付する。その他の事業者については、見積額の最も低かった事業者の見積額（A）を、当該事業者の見積額（B）で除して得た数値（ $A \div B$ ）に、配点（30点）を乗じて得た得点を評価項目点とする（小数点以下四捨五入）。	30
合計			300

（備考）

- ・ 最高得点者が複数になった場合には、より多くの評価委員から最高点を得た者を受託候補者とする。この場合において、複数の同点者がいる場合には、評価委員長の判断の上、受託候補者を決定する。
- ・ 評価委員会の評価点（全評価委員の合計）が配点合計の6割を満たす提案者がいなかった場合には、受託候補者を特定しない。